

担当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 嶋田 憲嗣 地方労働基準監察監督官 吉村 賢一 専門監督官 倉橋 隆成 (電話) 077-522-6649

外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導の状況を公表します

～平成27年の監督指導の実施結果～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）は、このたび、平成27年に技能実習生の実習実施機関に対して行った監督指導の結果についてとりまとめましたので、お知らせします。

外国人技能実習制度は、最長3年の期間において、技能実習生が雇用関係の下、日本の企業など（実習実施機関）での実習を通して技能を習得し、母国の経済発展を担う人材を育成することを目的としたものです。

しかし、実習実施機関の中には、法令に違反しながら技能実習生を使用しているものもあり、滋賀県内の労働基準監督署が、平成27年に監督指導を実施した80機関では、7割を超える59機関で依然として労働基準法などの法令違反を確認したため、それらに対して、是正に向けた指導を行いました。

法令違反はあってはならないものであり、滋賀労働局では、引き続き、技能実習生の法定労働条件の履行確保に向けた監督指導を行っていきます。

【平成27年に実施した実習実施機関に対する監督指導結果のポイント（詳細別紙）】

(1) 監督指導の実施事業場： 80 事業場

このうち、59 事業場（全体の 73.8%）で労働基準法などの法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、下記の法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| ① 労働基準法関係 | |
| ・ 違法な時間外労働があったもの： | 23 事業場 (28.8%) |
| ・ 賃金が適正に支払われていなかったもの： | 6 事業場 (7.5%) |
| ・ 賃金不払残業があったもの： | 5 事業場 (6.3%) |
| ② 労働安全衛生法関係 | |
| ・ 安全基準が守られていなかったもの ^{※1} ： | 23 事業場 (28.8%) |
| ・ 衛生基準が守られていなかったもの ^{※2} ： | 6 事業場 (7.5%) |
| ・ 健康診断が実施されていなかったもの： | 2 事業場 (2.5%) |

※1 クレーンのフックの外止め装置が機能していないものや丸のこ盤の歯の接触予防装置がないものなど。

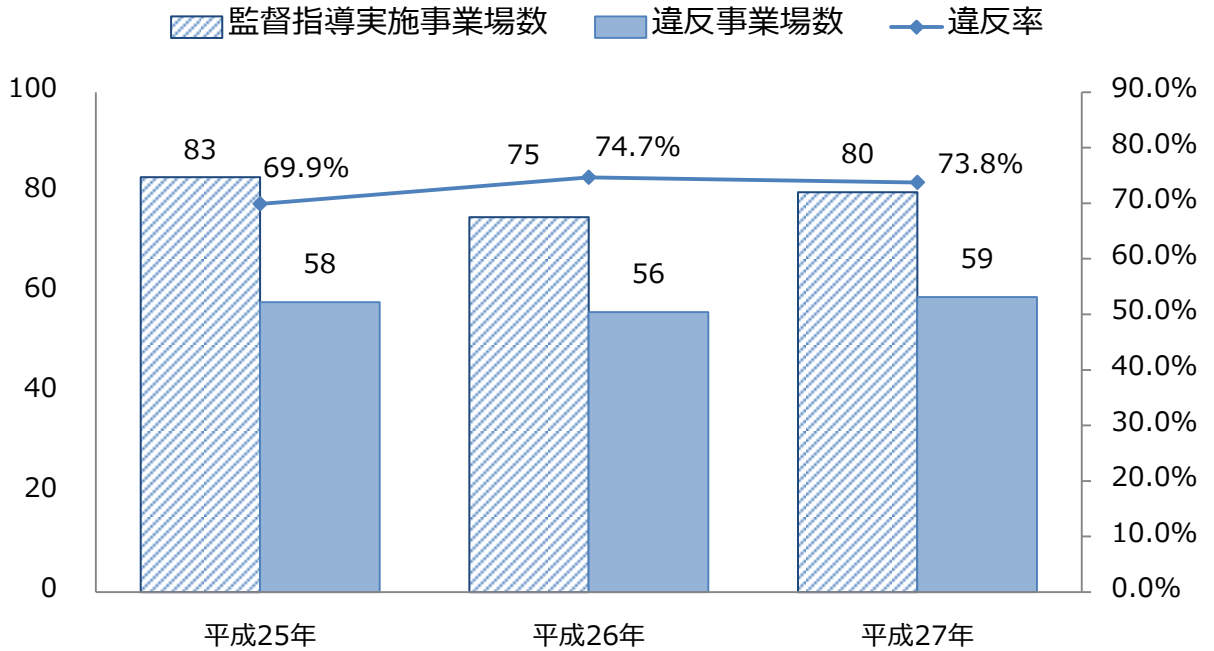
※2 使用している有機溶剤や特定化学物質の名称等の掲示がないものなど。

外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導の状況（平成27年）

監督指導状況

- (1) 管内の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して80件の監督指導を実施し、その73.8%に当たる59件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



- (2) 主な違反内容は、①違法な時間外労働など労働時間関係（28.8%）、②安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど安全基準関係（28.8%）が多かった。

